

手続き簡易化ワーキンググループ 第2回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第2回手続き簡易化ワーキンググループ 議事次第

日時：平成26年3月4日(火)16:30～18:00

場所：中央合同庁舎第4号階4階443会議室

1 開会

2 議事

- (1) 簡易化の方針について
- (2) 簡易化マニュアル骨子について
- (3) 今後の進め方について

3 閉会

○國松企画官 事務局であります、内閣府PFI推進室の企画官をしております國松でございます。

本日は、お忙しい中、御出席どうもありがとうございます。

本日は、8名の構成員のうち7名の皆様に御出席いただいております、またオブザーバーとしまして昨年まで専門委員でおられましたT様に御出席いただいております。実務に関する有識者として、資料の提出とワーキンググループへの参加をお願いしております。

それでは、以後の議事につきまして宮本座長より進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○宮本座長 それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。

まず、資料1の「手続き簡易化の方針(案)」及び資料2の「簡易化マニュアル目次(案)」について、事務局から一括して御説明をお願いしたいと思います。

○國松企画官 まず、資料1をごらんください。「手続き簡易化の方針(案)」ということでもとめております。

1番は「簡易化に関する主要論点への対応策」としまして、(1)で「庁舎等を中心とする施設整備の比重の高い事業を対象とする」。

(2)は、「PFI事業が未実施である地方公共団体への普及を念頭におく」。

(3)は、「手続き簡易化・柔軟化については、震災復興WGの検討結果を基本として、手続き期間短縮を中心とした具体的対応策を示す」。

「具体的対応策」としましては以下の①～⑥までに挙げておまして、それぞれの対応策に関しまして矢印で、そのために必要なことは何かということを示しております。

①番で、「簡易化の場合のスケジュール(全体フロー図の作成)に沿った手続きの実施」、これにつきましては「予算、議会等のスケジュールも勘案した全体のフロー図を作成してわかりやすく明示」。

参考資料の2-1にカラーの図があるんですけども、そこに主要な部分の流れを示しておりますので、これも一緒にごらんいただければと思います。

②番、「施設整備の構想段階からPFI手法も含む事業手法の検討を始めるとともに、施設の基本計画策定と一括して事業手法の検討を行うこと」。

参考資料2-1のように、上段の従来の手続きでは基本計画と導入可能性調査は別々に行っているものを、この下段のように一括実施することにより検討期間の短縮を図ります。これについては、プロセスのガイドラインに推奨する方策として記述をいたします。

③番、「実施方針の内容変更が想定されない事業における実施方針公表と特定事業選定の手続きの同時実施により、実施方針に対する民間事業者からの質問回答・意見招請を省略すること」。これらを同時に行うことによる時間短縮と、対外的な説明をまとめて行えるというメリットがあります。これにつきましても、「プロセスガイドラインに選択肢として可能であることを明示」いたします。

④番、「入札公告前/後の民間事業者との対話の場は確保すること」。

(1)で、「公告前に民間事業者の意見を聞く必要のある場合：要求水準書（案）を実施方針公表時に示して意見招請・質問回答を行い、必要に応じて要求水準書（案）を修正する」。この中では、対話を行う部分というものを絞り込んで提示することも可とする。

2つ目としまして、実施方針公表前のマーケットサウンディングの状況だとか、あるいは全体のスケジュールとか発注内容をかんがみまして、公告前に民間事業者の意見を聞く必要のない場合、民間事業者の意見を聞かなくていいと判断される場合については、公告前の意見招請・質問回答を行わずに公告後の質問回答のみ行う。

参考資料2-1の真ん中あたりですけれども、上段の従来の手続きでは実施方針公表と特定事業選定の間質問回答、意見招請がありますけれども、これを全く省略するか、あるいは要求水準書案をこのとき同時に示しまして対応を行うかどうか、状況に応じていずれかを選択するというところでございます。これにつきましても、プロセスガイドラインにいずれか選択可能であるということを明示する。

以上の方策によりまして、実施方針公表までに9か月、公表後に3か月程度、期間を短縮することにより、トータル1年程度短縮できるのではないかと考えております。

細かくは参考資料2-2に書いてあるのですけれども、簡易化したスケジュールでは実施方針の公表から落札者決定までを6か月程度にしております。平成21年からの4年間で実施方針が公表されたPFI事業、80件ほどの実績で手続き期間がどれくらいあるかということで実際の数字を調べました。そうしますと、同じく実施方針公表から落札者決定までの手続きの期間の平均が280日、つまり9か月程度でありました。今回、簡易化した場合で6か月というのを示しているのですけれども、6か月以内でできていたものはこの80件のうちの十数件で、全体の2割弱といったところでした。

従来手続きと簡易化手続きの比較を参考資料2-2で書いてあるのですけれども、こういった過去の事例からも妥当なところでスケジュールの対比をしております。

⑤は、「効率的なタイミング及び方法によるVFMの算出」です。「PFI法や基本方針におけるVFM算出の位置づけの確認とVFM算出の代替手段の検討」、「客観的な評価(当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）」、これはPFI法の11条に書いてあります。

それから、「公的財政負担の見込額の算定に当たっての留意事項」、これは基本方針に書いてあります。こういったVFMに関するものについて、どのような位置づけになっているかということを示していきたいと考えております。

それから、庁舎等における過去PFI事業のVFM算定結果について、前提条件なども勘案して一覧を作成して明示します。これまでPFI事業の実績が積み上がってきておりますので、これらの成果をまとめることによりまして、過去の事業内容から事業手法としてPFIがふさわしいということが示されるのではないかと考えられます。

それから、「プロセスガイドラインにおいて、PCSとPFI-LCCの比較が義務づけられているわけではなく、過去の同種PFI事業のVFMをもって客観的定性評価が可能であることを明

示」。特定事業選定時の客観的評価においては、PSCとPFI-LCCの比較というものが義務づけられているわけではないので、VFM算出がなくてもその他の方法により客観的な評価を行えばよいということです。

⑥で「民間事業者選定後の簡易化に資する作成素材や標準契約1の活用→作成素材の提供、標準契約1の活用の推奨を行う」。これは、いわゆるひな形を作成していくということです。

(4)で「手続きの複雑さへの対応については、アドバイザーと発注者の役割分担について解説し、アドバイザーの活用を明示」。特にPFIを経験していない公共団体については、アドバイザーの活用が重要になると思われま。

(5)で、「担当者がPFI導入を内外に説明するために必要な材料を提示」。PFIを導入することを考えると、担当者が庁内や議会等への説明が難しいという意見がありますので、そのPFIの担当者がPFIのメリットや過去の実績などについて説明ができるような材料というものをまとめるということでございます。

(6)で、「バンドリングによる施設整備・運営のメリットを示し、バンドリングPFIの活用による機動的な施設制度を促進」。複数の事業をまとめて行うことにより、手続きも一括して行えるので簡易化につながるという視点でございます。ここに挙げておりますけれども、事務局のほうでもそう考えまして、事業促進のほうで取り扱ってもよいのかなという意見もありましたので、この場でまた御意見をいただきたいと思ひます。

続きまして2番で、「簡易化に関する対応策のまとめ方」です。

(1)で、「上記対応策に関して、複数の地方公共団体の意見を聴取し、実際の適用事例の公表等も視野に入れて、実用性・汎用性を担保しながら検討を進める」。

(2)で、「対応策については、ガイドラインの改正において基本的な方向性を示し、それに基づき、簡易化マニュアルを策定の上、公表・周知を行う。」ということでございます。

続きまして、資料2をごらんください。資料1の最後に、簡易化マニュアル策定ということを示しましたがけれども、まだ素案の段階ですが、このマニュアルの目次案を作成しました。

序章の4の「PFI事業プロセスの簡易化ポイント」で(1)～(10)までありますけれども、ここで概要を述べまして、それぞれのポイントにつきまして第1章以降で通常の手続きがどういうふうになっていて、簡易化についてはこういう考え方でやりますといったことを解説していくような形で考えております。現行のプロセスガイドラインにおいて示す基本的な方向性について、さらにこの簡易化マニュアルによって詳細な説明をします。どのような考え方でマニュアルをつくっていけばよいのか、また御意見をいただければと思ひます。

説明は、以上でございます。

○宮本座長 どうもありがとうございました。

それではもう一つ、資料の3がございます。これは、T氏のほうから御説明いただけますでしょうか。お願いします。

○T氏 では、資料3の説明をさせていただきます。

こちらの資料は今PFI側でいろいろ見ているんですけども、実務的な視点でこういうことがありますよということを共通認識として持っていただいたほうが、より役に立つものになるのではないかと思います整理させていただいております。

まず1番目ですけれども、簡易化検討を進める前に、そもそも簡易化以前のスケジュールがどうだったのだというところもありますので、そちらのほうを整理しております。

1番目で「これまでの標準的なPFI手続きについて」、こちらのほうはいろいろなところで提示はされているのですけれども、我々から見ると公共事業のプロセスにちょっと“載せた”くらいで“練り込んだ”、やはりうまくかみ合わせなければいけないのですけれども、このかみ合わせがまだうまくいっていないのかなと感じております。

理由としては2つあるのですけれども、公共事業のプロセスというのも一つ定型的なものがあるわけではなくていろいろな種類もありますし、結構あいまいな活用をされております。

理由の②としては、そういうことがあるということ横に置いて進めていたということがあるのかなと思っております。

2点目は、こちらの視点に立てば全体スケジュール、PFIだけではなくてPFIに至るまでのことはいろいろございまして、そういったことも踏まえた標準手続きにしてもらったほうがいいですし、あとはただ手続きがぼんとあるだけではなくて、ここをちょっとこういうふうにしなさい、ここは大事だよと、そういう勘所も織り込んでいただけると非常に使い勝手のいいものになるのではないかと考えております。

参考までに点線で囲んでおりますけれども、ではその従来手続きというのはどうなのかと言われて説明したいんですが、実際に結構あいまいなところがございます。まず、国と自治体でも実はプロセスがちょっと違って、私も結構ネットで国のものを調べたんですけども、これというのが実はないのです。または、省庁でも異なるようですし、ここも国と地方公共団体のスケジュールを同じテーブルで整理するようにしていますので、そこは注意していただいたほうがいいかと思います。

2点目は、では地方自治体でも共通のルールがあるかということ、それも実はありませんで、一部の地方公共団体ではそれを整理して公表しているものもありますし、福岡市のように内規としてまとめているものもあるのですけれども、それが全国共通であるわけではないというのも認識していただければと思います。

あとは、事業種別によってもプロセスは異なっております、今回は庁舎のほうをターゲットにしておりますけれども、庁舎とやはり複雑な廃棄物であるとか、インフラ系であればまた進め方が変わってきますし、何を対象にするかでプロセスも変わってくるということでございます。

4点目は、基本構想と基本計画という言葉を使うんですけども、結構基本計画でここまでしなければいけないとか、その後の基本計画でどこまでというのはあるのですが、ちょっと時間が押したので、これは基本計画でやるかとか、そういうふうに結構区切りも柔軟な扱いもありますので、そういったことも留意しておく必要があるかと思っております。

2点目に、「地方自治体における一般的な従来手続き」の方法を簡単にお示ししています。計画フェーズと設計フェーズに大きく分かれるんですけども、計画フェーズはよく総研系が受託される基本構想と基本計画、設計フェーズは設計事務所のほうが受託する基本設計と実績、大きくこの4つに分かれております。

担当者のほうでこれをどういうふうに見るかといいますと、まずは「住民意見の反映」というものがございまして、やはり計画フェーズですね。どういったものをつくるのかということをおおまかじめつって、それを住民とか、議会とか、そういうところにお示しながら段階、段階で固めながら進めていくということをおおまかしながらやっております。

あとは、「運営面との整合」というものがあるんですけども、我々が陥りがちなのは建物のことばかり考えて運営のことは後になってしまうということがよくあるんです。基本構想も基本計画も建物のことばかりやって、では実際の運営のことは工事をやっているときに考えて、どれくらいの人を張りつけるかとか、どれくらいのレベルのサービスを提供するかというのはそのときの人が考えるということで、すごく使い勝手が悪い施設ができたり、コストがちょっと割高になるような建物ができてしまう。こういうこともありますので、本来であればこの基本計画時点で運営面のことはきちんと考えて織り込むということがポイントになってきます。

最後に「敷地の選定」というものがありますけれども、今回も庁舎をターゲットにしていますが、その場で建てかえるのか、場所を移すのか、そういったことも今後いろいろ出てきますが、それをどのポイントで落とし込んでいるかというのも頭の隅に入れておく必要があるかと考えております。

3番目は、「庁舎における従来手法手続き」とあります。これはネットで結構いろいろ調べてみたんですが、2種類ありまして、基本構想と基本計画をまとめてやる事例が結構多いです。それとは別に、また基本構想と基本計画を別にやっている事例と2つありまして、数的には一本化した事例が多いんですけども、どちらかを左右するかというのはもうちょっと深掘りして決めたほうがいいかと思っております。まず一本化しているのは、庁舎というのは普通の施設と違ってユーザーが市の職員とかになってきますので、住民の意見が反映するステップが要らないということで短縮できます。あとは、つくりはオフィスビルみたいなものですからシンプルだということで、統合してもいいということもあるんですけども、一方で小さいのはそうかもしれないですが、逆に小さいとそれはPFIにならない可能性もあるわけですね。やはりある程度大きい庁舎になってくるとVFMが出るから採用しようという話もありますし、そうなるくと基本構造と基本計画を分けてやりましょうという話も出てきますので、どちらを採用するかというのはぜひ精緻してから進め

たほうがいいのかと感じております。

裏面のほうですけれども、次は「実務面から見た手続き」ということで、「従来手続きとPFI手続きの主な相違点」を挙げております。従来は基本構想、基本計画、先ほど説明した手順を進めていくんですけれども、PFIでやる場合、ほとんど項目自体は変わらないんですが、若干変わるところを青で示しています。

まず事業収支ですけれども、従来手法であれば精度は比較的 low、主に整備費のほうをフォーカスしてやるんですが、PFIの場合はVFMをその後ですぐ行いますので、ある程度精度のほうは高くするし、建物だけではなくてLCCのほうを重点に置いた研鑽を行います。あとは、与条件の整理も建物だけではなくて先ほど御説明した運営のところもきちんと整理いたします。そういったところがあるかと思えます。

それを受けて事業手法検討調査のときにVFMの検討をやったり、それを受けて上限金額の設定を行いまして、アドバイザー業務のときは基本計画のときに取りまとめた運営計画をベースに要求水準書をつくるという流れになっております。

2番目は「ポイント」を書いておりますけれども、基本構想、基本計画のときに熟度を相当高めてから事業手法検討調査にバトンタッチする必要があります。逆にこれをしないと、事業手法検討調査とかアドバイザー業務のときに再検討しなければいけないということで、二度手間とかロスタイムになるので気をつけなければいけない。これはすごく大事なことだと思っております。

そう思うと、基本構想を実際にどういう委託をしようとするのは前の年度なんですね。いわゆるゼロ年度になってきますので、このゼロ年度でどういうスケジュールを組むかというのが一番大事になってくるんです。ここでちょっとミスると後で、だだっとしわ寄せがくるということが言えると思っております。

3番は、「その他」で2点ございます。1つは、意思疎通プロセスという言葉が適切かはわからないんですけれども、後ほどA3でスケジュールをこういうふうに短くしようという話がありますが、例えば質疑回答はなくそうとか、このステップはなくそうという話が出てくると思うんですけれども、その前にPFIというのは普通の公告と違って意思疎通のステップが6つほどございますので、そのどの時点をショートカットしてこれは残そうという話をしたほうがいいのかと思って、あえて準備させていただいております。

1番目は準備中の「マーケットサウンディング」、あとは公募前の「実施方針」、公募中の「Q&A」と「競争的対話」、あとは「審査中のヒアリング」、公募後の「契約交渉」、こういう6つの段階を経ているいろいろ意思疎通をするのですけれども、この中で簡易化をするときにどれを省略するかとか、これを残そうとか、そういうことはこういうものをベースでお話させていただければと考えております。

最後に、「担当者向けの支援策」です。これは資料1のほうにも反映させていただいている部分もありますけれども、先ほど御説明したゼロ年度ですね。ここに予備知識を担当者がやるような工夫であるとか、あとは担当者が内部に説明するときの資料、これも異動

したての担当者がPFIをやりますときにそれを内部で説明しろというのは結構大変なんです。まず自分が勉強しなければいけないし、相手を説得しなければいけないですから、そういった意味でも担当者の方が説明しやすい資料というのを御準備していただければ、この簡易化にはかなり役立つと考えております。

地方公共団体の職員としての参考情報として御説明させていただきました。

○宮本座長 どうも大変ありがとうございます。実に直接御担当されているから出てくる御意見かと思えます。ありがとうございます。

まず、資料1、2をもとにT氏からいただいた資料3を踏まえての議論になるかと思いますが、事務局で資料3に対して何かレスがあればお願いします。

○國松企画官 簡易化のところでT様にさっき説明していただいたゼロ年度における支援、アドバイスとか、簡易化以前のスケジュールの改善というところで、特に基本構想とかその前の段階のところ若干しか入っていないので、そのあたりをもうちょっと入れていかないといけないかと思えます。

○宮本座長 今お答えいただいたゼロ年度は、やはりここでうまくいくかどうかで後に引かかってくるということだと私も推測しますので、ここはちょっと書き足していただくという形になるのでしょうか。

そのほか、いかがですか。

○T氏 あとは、今回庁舎をターゲットにするんですけれども、私が書いています基本構想と基本計画を一緒にするのか、別にするのかでそのスケジュールの立て方が全然変わってくるので、そこは御意見いただきたいと思っております、L専門委員はたくさん庁舎の受託とかはされていないんですか。

○L専門委員 私自身、庁舎を直接担当したことはないんですけれども、私が割とよくやっている上下水道とか廃棄物、これも件数自体は少なくはないのですが、それだと基本計画と事業手法系統が一体になっているケースが大多数で、それがほぼ一般的になっています。

構想は、つくらない自治体も結構多いかと思えます。法律なんですか。廃棄物処理施設の場合には、廃棄物処理の法律、廃棄物処理法と言ってしまうんですけども、その法律の中で基本計画というものを10年に1回、自治体がつくることが法律で定められています。その基本計画が事実上、域内の廃棄物を処理するための施設整備の大まかな計画を示すものになるので、大体それをベースとして、いきなり基本計画と事業手法検討調査が一体で出てくるというのが割とプラクティスとしては多いかと思えます。

ちょっとお聞きしていて思ったのは、やはり庁舎はまず建てかえるということについて、特に住民の方の意見をとらなければいけないので、やはり構想があつて計画があつてとなっているのかなと思いました。私が聞いているある地方公共団体だと、構想をやつて計画をやつてPFIでやろうと思つたら、住民の方からの反対に遭つてもう一回構想に逆戻りしてしまつたというようなことは聞いたことがあるので、やるのでしょうか。基本構想から事業手法の検討も一緒にして住民の意見を聞かないと難しいということになるのでしょうか。

わからないですけれども、どうでしょうか。そういう例は聞いたことがあります。

○P専門委員 神奈川県庁の建てかえはPFIを今回は使わないですけれども、うちの実績だと庁舎というのはやはりあまりないですね。

それで、今回初めて参加させていただくので最初にお聞きしたかったのですけれども、今回その対象を庁舎と中心とする施設整備の比重の高い事業にするというのは何か理由があるのですか。先ほどT様のお話だと、運営面をきちんと考えなければいけないというようなお話もある中で、庁舎を中心とする、施設整備の比重の高い事業を対象とするということですが、そこは何か理由があったのでしょうか。

○國松企画官 運営の内容が非常に複雑なものとか、提案の余地が非常に大きいようなものだと、なかなか簡易化ということ自体が難しいと考えられるので、そうではなくてそんなに事業者の意見を細かく時間をかけて聞いたりしなくてもできるようなものについてはそんなに時間をかけなくても、手続きを簡易化してもうちちょっと手頃にPFIをという趣旨でございます。

○宮本座長 あらゆるPFI事業を期間短縮をという話は、なかなか取り組みにくい。その中で、まずはそういう可能性が高いものを選んで、それに対してそこからきっかけをつくっていただくということがあるんじゃないだろうか。

特に、今までそういうPFI等を考えることがないところでもやっていただくきっかけにはなり得るんじゃないかということと、背景とすれば標準契約の1というのがそういうふうにつくられている。それで、標準契約もないのに簡易化というわけにはなかなかいかないだろうということですね。

そうすると、震災の後、この前も申しあげましたけれども、いろいろなものでPFIとしてどれが対象になり得るのかということで検討した中で、当初国費がつかなかった案件に対してやってみましょうということでやったという検討の経緯もあるということで、まずはできるものからやろうというのがある意味では今の趣旨だと思います。だから、あらゆるPFIの事業の期間短縮をというような壮大なところは可能かどうかはわからないということもありますし、時間的にも難しいだろう。まずできるところから取り組んで、できる事業を拡大していきましょうというふうにつながっていけばいいかとは思っております。

○Q専門委員 私も同じところが質問だったので、よくクリアになりました。

これからコンセッションとかいろいろな種類のほうをやろうということですね。私も初めてなので、従来型をまず議論するというところから今、得心しました。

○宮本座長 運営権の話はまだやってもいないので、短縮のベンチマークみたいなものはないわけです。

そういう意味で、T氏からいただいた意見でさっきのゼロ年度とかというところは極めて重要だと思うのですが、メモが事業対象として幅広に捉えられていますね。そこら辺はちょっと捨象させていただいて、今ターゲットにしているところだけでとりあえずはまとめていきたいと考えてはおりますけれども、その点はいかがでございましょうか。そうい

う前提でこの議論が始まったというふうに、私は理解をしています。

それで、当然T氏が書かれているような、こういういろいろな事業も考えなければいかんということは、可能であれば次のステップで考えていくという形になるのかなと思います。でも、その中でも特にゼロ年度の話などは積極的にこの中に反映していく必要があるかと思えます。

○L専門委員 ふと気になったのですが、ずっとその経緯は確かにそうだなと思いつつ、庁舎というのは地方公共団体がこれからPFIを積極的に使っていこうという対象だと認識しているのでしょうか。

変な言い方ですけども、というのは今、改めてふと思ったんですが、一番新しいページは閉鎖されていると思うのですが、事務庁舎という区分でどれだけPFIが行われているのか改めて見ると、ほとんど国ですよ。地方公共団体の市役所で、これを見ると本当に数件、3件くらいかなという感じで、これは私の勘違いだったら申しわけないのですが、見ると大分市の総合行政センターで、あとは複合施設で幾つかあるんですけども、いわゆるシンボリックな市本庁舎というものを逆にPFIというのは余りやっていなくて、本当に小さいものとかが多いので、地方公共団体が何をPFIでやるかというところと庁舎じゃないんだとか一瞬思ってしまったんですけども、そんなことはないですか。

出せば、地方公共団体のPFIの裁量に非常にプラスになる。そもそも庁舎なんかやらないしとか、そんなことはない。今、ふと気になったので。

○T氏 庁舎をやったことがないからわからないんですけども、VFMが出るかというのはまず1つあると思うんです。

○L専門委員 要するに、設計を決めちゃうからということですね。

○T氏 あとは、これは担当に聞いたほうがいいと思うんですけども、例えば福岡市役所であれば議会棟も一緒につくるんですね。そのときに、議会のほうにその説明がつくのか。ある程度は自分たちでちゃんと考えて作り込んでやりたい。それはもちろんPFIでもできるんですけども、ちょっと任せるよりは作り込みたいという意図がもしかしたら働くかもしれません。そこは、庁舎を検討されているところに一回ヒアリングをされてもいいかとは思っています。

○L専門委員 これは、あくまでも意図は施設整備費の割合が高いということだったと思うので、庁舎と言わなくていいんじゃないかと思うんです。むしろこれを見ると小中学校とか、基本は一緒ですよ。

○宮本座長 ものによっては、同じでしょうけれども。

○國松企画官 今、庁舎ということですが、庁舎の実績があるかというのは本庁舎みたいに確かに余りなくて、出先のちょっと小さ目の庁舎だとか。

○L専門委員 うまく誤解を与えないようにタイトルづけしていただければ、庁舎というのは逆にやろうと思ってうまくいかないとかよく聞くと、ふと思ったんです。本庁舎のイメージですけども、本庁舎というのはやはりシンボリックなので、設計から何から逆に住民

をインボルブしてしっかりやりたいという話のほうが割と多いなと思ったので、そこが誤解なく伝わるような出し方をさせていただけば、全く趣旨には賛同していますので。○國松企画官 一応想定としては庁舎とか、庁舎でなくてもいいんですけども、学校の耐震化みたいな、建てかえではなくて補修、耐震、老朽化対策的なものとか、公民館みたいなものでそんなに大規模でないものとかですね。

去年、我々の内閣府の予算で地方公共団体を支援した中でも、本庁舎をPFIでやりたいという団体もおられましたので、なくはないんですけども、庁舎に限定というわけではないです。

○宮本座長 例をうまく出して、誤解がないようにといたしますか、限定されないようにということが重要ですね。

区役所だとか、本庁舎だとかは数例は知っています。関与はしていますけれども。

○N専門委員 戸塚の駅前に今度できた区役所ですね。すごく利便性がいいです。

○宮本座長 瀬谷だとか戸塚だとかは、横浜でやっていますね。

○I専門委員 あとは、駅前とか、再開発を入れると庁舎といいますか、区役所的なものもありますけれども、ただ、結構難しくなっちゃって、収益施設を入れたりとか、首長がホテルを入れてくれとか、そういうのが結構多いので、その場合には議会は入っていないのですが、それはPFIでやる意味はあると思いますけれども、結構難しいといいますか、そんな感じがします。

○L専門委員 皆、複合施設になっていますね。庁舎単独でPFIは多分なりにくいんでしょうね。さっき言ったような話で小さいものが多いから、これを見るとそんな感じがします。

○宮本座長 小さな収益施設が入ってしまっているとかという可能性は高いですね。食堂だとか、喫茶店だとか、それは最小限入っていますからね。

○L専門委員 単に表現だけなので。

○宮本座長 趣旨は施設整備型で運営の割合が少ないというか、逆の言い方をすれば定型的なサービスができるのでデザインとか何かは違うかもわからないけれども、同じような契約書が使えるというイメージだということですね。

○L専門委員 そういう表現がよろしいかと思えます。

○I専門委員 T氏に質問してよろしいでしょうか。

参考資料2-1については、従来型のPFIではなくて従来型の手続でやった場合でも基本構想、基本計画はかかりますよね。だから、これだとすごくかかるような気はするんですけども、従来の公共事業でもその部分はあるので、これはPFIをした場合でどれだけ削減できるかという話なんですけれども、従来手続きでやるともうちょっと短いのですが、それくらいあったほうがいいのかとは思いますが。

○宮本座長 参考資料2-2ですね。この一番上が、従来事業方式ですね。真ん中が一般的なPFIで、一番下が今回提案するということになっています。

○I専門委員 これだと、1番と3番はほとんど変わらないということですか。

○國松企画官 同じくらいだろうということです。これは、PFIの場合は設計から基本設計、実施設計、施行を同じ会社が連続してやりますので、その発注期間などを短縮できるというのと、設計もやりながら工事の準備もできるとかということ、ある程度短縮が可能です。従来型だと、設計をやって予算の関係上、年度別になっているのでこれだけ時間がかかってしまうということで、ほぼ同じくらいでいけるのではなかろうかということでございます。

○I専門委員 わかりました。

○宮本座長 基礎工事をやりながら上部の設計をやるとか、そういうことは概念的には可能ですね。多分やるんだと思います。

○N専門委員 まさにこの絵なのですけれども、これは使っていただくというインパクトということを見ると、この半分くらいにならないとインパクトはないんじゃないかという気がするんです。

それで、先ほど20%は6か月でできたということもあったというお話ですので、そこがなぜそんなに早くできたのかということちょっと探って、もう少しこれは短縮しないと余りインパクトはないかなという気がするんです。1年は短くてできているということで、両方足してそうなっているんですけども、実際は最初の部分は従来型でも同じなので、こちらの後半部分がもっと短くなっていればPFIはそんなに手間がかからないんだよと、PFIの実際の手続きの中が短くなったということを示せるんじゃないかと思います。

○國松企画官 ここで具体的に1年6か月から1年3か月になっているんですけども、ここは実施方針、特定事業選定のところで短縮をしまして、入札公告以後は全く変えていなくて、入札公告以後の提案期間もある程度確保しないとイケないというのと、審査期間も実際に今でも1か月半とかでやっている例が多いみたいですので、なかなかそれ以上は難しそうだということで、入札公告以降は変えていないんですけども、的は落札者決定から契約までの間が今も実績で2～3か月とか4か月とかかかっているようなので、そこはちょっと短くする余地はあるかもわからないんですが、今、具体的な方策が考えられていなくて、そこは触っていないんですが、標準契約1というものがありますので、そういうものを使っただけであればそこは少し短縮は可能かと考えています。

○宮本座長 議会の関係などで1か月、2か月というのは難しいんじゃないですか。

○國松企画官 そういうのも確かにあります。

○L専門委員 あとは、SPCの設立手続きとかが落札決定の後にあるので、多分3か月は結構妥当かなという感じがします。3か月くらい必要だと思います。

○I専門委員 3か月というのは仮契約までですか。本契約、議決までですか。

○國松企画官 仮契約までです。落札決定から仮契約までです。

○I専門委員 それは、長いと私は思います。

○L専門委員 2か月くらいでやっているものはありますけれども、2か月だと結構かわいそうかなと。

- I専門委員 本契約になるのは議決の日によるので、4 か月は長いと思います。
- L専門委員 4 か月は長いですね。落札決定から契約締結まで3 か月だったら、まあいいかなと。
- 國松企画官 この表では、3 か月にしています。
- L専門委員 頑張れば2 か月はできます。
- I専門委員 2 か月でできますよ。1 か月でやったこともあります。
- 國松企画官 今、上と下の比較でやっていますので、簡易化ということで特別、確実に短くできるという方法が今は検討中の段階です。
- L専門委員 言葉が少し気になるのですが、簡易化と期間の短縮化というのは違うと思うんですけども、短縮化は関係者が頑張ればいい話なので、それは頑張りなさいという話だと思うんです。3 か月か、1 か月か、2 か月かというのはそうですが、それよりもプロセスを簡略化して簡易にするという意味では、そこでやるステップは何ら変わらないので、標準的に1 か月でやっているところもありますよという情報があれば。
- 宮本座長 最短の場合は、これぐらいでやった事例もありますということで。
- 國松企画官 事例をマニュアルで示すことで単に時間がかかるという固定観念ではなくて、実際の実績を示して頑張れば短縮できますよというのを周知していくということです。
- N専門委員 地方公共団体が自分たちのこういうテーブルをつくる時に、短いバージョンのテーブルの例があればきっとそれをまねしてつくるでしょうから、そうするとともに短いものが最初から計画されるということになるんじゃないかと思います。
- 宮本座長 何かちょっと大変そうなイメージもありますけれども。
- L専門委員 地方公共団体が判断すればいいと思います。

地方公共団体の簡易化ですごく大事なポイントは、基本計画を発注するときに事業手法検討調査も含めなさいということだという気が実はするんですね。従来手法をすり込まれていると、そんなものは基本計画を発注するときに準備していないですよ。そこで既に終わってしまって、地方公共団体の人というのは何かそこからPFIをやろうとするとプラス1年かかるよねときっと思うってしまうと思うので、最初にとにかく基本計画をやるときには、必ずPFIをやれるかどうか考えなければだめですよ。それは、ほぼ基本計画と3 か月ぐらい延ばしていただいているんですけども、個人的には基本計画の期間内に事業手法検討調査も十分できると思うので、そこが実務的に最大クリティカルな気がします。

○宮本座長 どうぞ。

○T氏 委託の仕方というのは、今2本やっていますよね。事業手法検討調査というのがあって、その後に手続支援なんですね。アドバイス業務というふうに書いていますけれども、実際に実施方針をつくったり公募要綱をつくるという業務が事業手法検討調査の中に結構入っていたりするんです。

今回のこれもそういう形でつくっていますけれども。本当はちょっとおかしくて、まずどういう手法を採用しますかというところですね。従来手法なのか、PFIなのか、リースな

のかというところを検討して、それで決まってから初めて公募要綱とかをつくって、その後には支援と、実は3段階なんです。今は、その前の2つを結合して便宜的にやっているんです。実は、今の手続き自体がすごく簡易化の手続きなんです。

○L専門委員 それは、可能性調査と実施方針のドラフトづくりみたいなものが一体で行われているということですか。

○T氏 今はそういうもので入っているんです。よね。

○宮本座長 今回の提案はそうなっているでしょう。

○T氏 今はそういうふうになっているんです。

○L専門委員 それはおそらく、現実的じゃないかと思います。

○T氏 なので、本来であればどういうPFIにしようかというのを本当に前年度ですね。基本構想のときにそこを決めて。

○宮本座長 基本構想の中で事業化手法も込みで検討する業務とする。

○L専門委員 そうですね。それで、事業手法がPFIだと決まるので、そのためのドキュメントづくりが予算として計上できるという理屈です。よね。そこは、必ず別建てにしたいと思います。そうじゃないと、地方公共団体は手法検討調査が形骸化しているじゃないかという批判に絶対耐えられないと思います。

○I専門委員 そうですね。PFIありきになってしまうので。

○L専門委員 PFIありきになってしまうので、ありきでもこの委員会の場ではいいのかもしれないんですけども、議会は多分そうはいかないと思うので。

○I専門委員 それは基本構想のときに事業手法も、頭からできますか。

○T氏 多分そのときの材料があれば、材料次第で大体もう出てしまうので、僕はできると思います。

○L専門委員 可能性調査というのはそのレベルなので、全然できます。やっています。

○宮本座長 PFIになったらPFIの作業はオプションとしてついてくるというような契約ではだめなんですか。

○L専門委員 ないですね。予算を地方公共団体が取られるときに、可能性調査の結果、PFIをやることになったらこの予算はアドバイザー予算になって、ならなかったら設計に充てますと言って、先に予算化しておいて年度途中で走れるようにしているというケースはあるんですけども、最初からやっているケースはない。契約の中にもう含めてしまう。そうやっているケースは、私の経験上はないですね。

ある地方公共団体がそういう仕様書案をつくってどうかと言われたので、これは普通入らないですよと言ったら、全てのコンサルからそう言われましたと言っていたので、多分そういう感覚だと思います。

つまり、その可能性調査の中に実施方針の案をつくるとかというのは、普通は入れない。やっているケースはもちろんあるんですけども、仕様書に明記するのはやはりありきになってしまうので、皆さんやらないですね。

○Q専門委員 要するには、PFIありきの方向にはしないんですね。コロンビアとか、あのあたりに行くと、まずPFIを必ず検討しなさいと。それで、入札のときにPFIを入れたほうがちょっと点数が上乘せになるようなものが導入されていて、それで一応形だけPFI、PPPというのがたくさん入っているという国があります。

まさか日本はそういうことをしないんだろうなとは思っていたんですけども、今の議論をしていると、確かにこれはPFIをなるべくという、今、簡易化とちょっと話が変わってしまいますけれども、それを入れるというところまでは考えないですね。

○L専門委員 ユニバーサルテストングはいいんですけども、私は基本計画の中に事業手法検討調査を必ず入れて、事業化するならば公設公営ありきじゃなくて、PFIもほかの方式も含めて全て必ず検討しなさいというのがユニバーサルテストングという気がしていて、それをPFIを大前提として検討して、PFIが取れなかった場合に限って従来方式もいいんじゃないですかというのはさらにその先ですよ。

その先までいってしまうとなると、もう別の議論としてVFMを計算するかどうかなどというのも消えてなくなるわけなんですけれども、変な言い方をすると必ず出る。前例で出ている。

○宮本座長 でも、ここはそれに近いことは書いてあるんですよ。過去の例としてはこれだけ出ているんだからというので代替したらどうでしょうかというのを書いているから、直接はそれを書いていないんですけども、インプリシットには入っていることになりましたね。

○L専門委員 地方公共団体が説明できるんだったら入っていてもいいと思うんですけども、私は経験上、皆さんなかなかそこは一線引かれているかなという気はするんです。

○T氏 そうですね、それが最初に話した公共事業のプロセスにPFIのプロセスが乗っかっているだけでかみ合っていないというところなんです。私は、主に基本構想のときに事業手法を何だと検討するほうが親和性は高いと思うんです。基本構想のときは大体の事業収支を出しますから、そのときにはある程度やろうと思ったらできるんです。基本計画の段階というのは要求水準と一緒にやったほうが、これは実はかみ合わせはいいと思っています。そういうふうに私は今回、新たにやっていったほうがいいとは思っています。

ただ、これは前提条件があってゼロ年度なんです。ゼロ年度でちゃんとそこら辺も考えてやれるんだったらそういうふうにかみ合いますけれども、今は基本構想のときに実は担当者が勉強しているんです。PFIのことを一生懸命勉強して、そのときにPFIの検討をしなければいけないと思って初めて予算要求して動いているので、そこからもう既に1年度ずれちゃっているんです。

ですから、そのゼロ年度をちゃんとやれるのであれば、すごくうまいかみ合わせでできるんですけどもというのが私の意見です。

○L専門委員 でも、地方公共団体がそうやって勉強しているということであれば、基本構想の中に事業手法検討調査を入れるべきだとしてしまえばいいということですよ。

○宮本座長 そうでしょう。

○L専門委員 今は、基本計画にということなのかなと思って。

○國松企画官 これは基本計画ですね。この下の基本構想ですので。この段階です。

○L専門委員 さらに1個前の段階で。

○宮本座長 基本構想ではなくてですか。

○國松企画官 今は、この枠の2つ目になります。

○宮本座長 では、基本構想のところにそれを前倒しで入れて、ただし、いきなり難しいことを提案してもなかなか地方公共団体としても受け入れられないですね。

○T氏 難しくないようにあらかじめ材料も今回出すという前提のもので、私はそれはできるかなと思っています。いろいろ検討しやすいような。

○宮本座長 こういう形の検討をなさいというマニュアルを用意する。

○L専門委員 それで、例えば可能性調査というと、いわゆるマーケットサウンディングをしようと思うんですけども、基本構想の段階の前提条件で十分それは機能する感じかどうかですか。

○T氏 マーケットサウンディングはそのときやってもいいし、その後のドキュメントをつくる時にやればいいのかなどは思いますけれども、一応その参加意欲があるかというところは聞きますが、実際の要求水準ベースのものはもうちょっと作り込んでからすればいいので、2段階でやれば。

○L専門委員 庁舎のBT0だったら、参画意欲も何もないということですか。

○Q専門委員 今マニュアルというお話が出たので、ちょっと論点がずれるかもしれないんですけども、そもそも簡素化、簡易化というか、時間短縮のためというのは手続にそもそも時間がかかるというケースと、先ほどL専門委員もおっしゃっていましたが、手続自体が複雑で、それをやっているだけで時間がかかる。

もう一つあるのは、やはり手続に担当者が精通していないので、先ほどゼロ年度という話がありましたけれども、そこでそもそもPFIをどうしようか、どうしようかと言ってゼロ年度が1年間かかっているというのであれば、銀行員はすぐにそういうことを考えるんですけども、研修をするとか、先ほどマニュアルと宮本座長もおっしゃっていましたが、そういった研修とか講習会とか、これまでも多分検討されておやりになっただけとは思いますが、PFIは多分一生に一度と言ったら失礼ですが、複数件やる人は余りいないと思いますので、そこを何とか手当てしないといつまでたってもやるときにこうやって時間がかかってしまうのではないかなということは1つ思います。

○宮本座長 ありがとうございます。ここではこういう形のマニュアルだとか、あるいはガイドラインの反映というステップを踏むんですが、それを広報するためにどうするのかというフォローアップを明らかにつくらなければいけないということですね。標準契約の1の存在が一般には知られていないといううわさもあるので、その存在を知ってもらうためにはどうしたらいいのかということをごちゃごちゃと考える必要があるということですね。

○國松企画官 今回の研修とか周知の話は、もう一つ別のワーキンググループで事業促進がありまして、そちらのほうで取り上げていきたいと考えております。

○L専門委員 今回の基本構想のときに事業手法も合わせてやっちゃいましょうとなってそれで組むと、基本構想のときに事業手法も決めて、もうPFIをやるならばやると決めます。

そうすると、基本計画と言っているものが先ほどおっしゃるように、事実上は要求水準をつくるという話だと思うんです。そうすると、ここで実施方針も出せてしまいますよね。だって、リスク分担とくっつけなければいいぐらいだから、一応選定方法とかもあるけれども、スケジュールは出せないでしょうか。

○OT氏 結構、基本計画というのは実際の作業として時間がかかるんですよ。

○L専門委員 庁舎の基本計画というのは何をやっているんですか。初出の機能を出して。

○OT氏 多分でき上がりはそうでしょうけれども、関係者の意見を聞いたりとか、例えば1階に何を置く、2階に何を置く。では、一番上に何を置くとか、議会とのつながりとか。

○L専門委員 要求水準書ですか。

○OT氏 そうですね。要求水準書そのものになってきます。あとは、経理で行政棟と議会棟の入り口を一緒にしたほうが安いよねとか、そういう検討を多分されると思います。それは調整にも時間がかかるんじゃないかと思います。

○L専門委員 要求水準の話ですね。

○OT氏 そうですね。結局、その基本計画は建物と運営と2つあるんですけども、それをつくり込めばおのずと要求水準はそこから抜粋できるので。

○宮本座長 庁舎のバリエーションはどれぐらいあるんですか。PFIで凝ってつくったところと違うところは確かにありますけれども。

○P専門委員 神奈川で本庁庁舎の耐震改修をやるのですけれども、今お話があった庁内の再配置計画みたいなものの策定はすごく大変ですね。自分のところの事務スペースがどうなるかという話なので血まなこになってやっていますから、これはやはり結構時間がかかるかもしれないですね。議会のスペースも含めてですね。

○宮本座長 でも、それは逆に従来型でも同じですよ。それだからと言ってPFIに負い目があるわけではないから、それは明記したほうがいいじゃないですか。

○L専門委員 逆に言うと、それをちゃんと理解して要求水準をつくったほうが、絶対に後で事業者が困らないですよ。後から現場の人が、これでは嫌だと設計に文句を言ってきたりとか、そういうことも減らせるからそれはいいですね。本当に地方公共団体がそれでできるのかというところはちょっと置いておいて、そうすると基本構想で事業手法を検討して、基本計画で要求水準もつくってしまう。それは早くなりそうですね。

○OT氏 こうしたほうが、担当者も今、基本計画の年度にすごくいろいろなことが詰め込まれていて、結局そちらのほうで大変になってしまっていて、本来しなければいけない基本計画とかがおろそかになってしまっているんです。なので、それを前倒しにすることで、本来は事業のクオリティーを上げることが一番大事なので、そこに注力して、こちらのほうも

ちゃんとやりやすくしてあげるといいんじゃないかと思います。

○宮本座長 それをうまくスケジューリングを組めて手順書になるかですね。

○I専門委員 予算は、事業手法予算をゼロマイナス1にさらに考えてつけなくてははいけない。

○T氏 そうですね、基本構想の。

○L専門委員 だから、基本構想の予算が出たら、その中に事業手法も検討しろよと財政部門が言うという感じですね。

○I専門委員 1年ずれるんだ。

○L専門委員 そうしたら、多分ざっとこれを見ると、半年さらに短くできると思います。だって、この2年度目の4月から11月の実施方針公表まで、これだと8か月ぐらいあるんですけども、多分こんなにかからないはずですよ。そこでできれば、かなり短縮できる。

○T氏 ずらせばですね。

○L専門委員 そうです。これが、こんなに間は要らなくなるはずなので。

○宮本座長 この話で、どうでしょうか。

○國松企画官 ここで言う一番下の段の1年度目のところで基本構想。

○L専門委員 今の前年度が省略されているところに、基本構想が多分入るんですよ。今、ゼロ年度だから。それで、今の話はそのときに事業手法検討もやってしまうということですね。

それで、PFIを採用したらPFIをやることを前提として基本計画をつくるので、基本計画が終わったときにはもう要求水準ができています。

○國松企画官 この1年度目の3月には要求水準ができていますということですね。

○L専門委員 そうです。そうすると、契約書は多分ほとんど変わらないし、選定基準もそんなにむちゃくちゃ時間がかかるはずはない。基本計画をやっていけば何が重視されているかがわかっているので、すぐにつくれるはずなんですよ。だから、すごく早くなると思います。

○事務局 基本構想の段階で事業手法を検討するというのは、どこの地方公共団体でもそうだという理解でよろしいでしょうか。

○宮本座長 それを推進するということでしょうね。

○T氏 そこが結構ばらつきがあるんでしょうね。

○事務局 地方公共団体によって基本構想というと、いいまちづくりをしましょうぐらいのレベルを掲げていらっしゃる場所もあれば、より具体的に踏み込んでいらっしゃる場所もあって、明確な定義づけがなかなかできていないということをこちらでは把握していて、どこに入れ込むのが一番大多数の方々に御賛同いただけるのか。それは基本構想なのか、基本計画なのか。多分、それよりさらに個別の施設の実施計画みたいな形になるとちょっと具体的過ぎるんだらうなというぐらいはわかるんですけども、基本構想か、基本計画かというのは結構悩ましくて迷いどころではあります。

○宮本座長 今回の形でやればもっと早くできますよというパターンと、それから今出されているパターンと両方あり得るかと思えますけれども、ではどちらがいいのかと見れば歴然だから、ちゃんと意識の高いところはそちらを見てもらえる可能性がある。また逆に、それを啓発するような形のアクションを起こすということですかね。

このレポートを出しただけだったら、なかなか無理だと思いますね。ガイドラインに書いただけだったら、意識のないところは絶対に読みませんから。

○N専門委員 まず、それに乗かって実際にやった人をつくり出さなければいけないですね。

○宮本座長 そうですね。

○L専門委員 でも、基本構想というのは確かに始まる場所はレベル感が相当あるかもしれないけれども、アウトプットとしては必ず公的機能として整備しなければいけないものというのは多分、最後に必ず導出すると思うので、ではそれを公共施設として整備するんだったら手法は何がいいんですかというのは、何となくできそうな気はしますね。

必要な公的機能を何も定義せず終わる基本構想もさすがにないかなという気がするので、入り口はすごいレベル感はあるかとは思いますが、受けるほうからすると怖いです。どこまでやらされるのか、どうなるのかわからないからという気はしますが、別にそれはそれとして。

○T氏 私がやったのは病院だったんですけれども、病院は基本構想の段階で織り込んでやっていますし、ほかの事業でも基本構想の段階で運営をどうするんだとか、そのスケジュール、事業手法を織り込んでいるところを幾つか私は知っていますので、そんな変なあれではないかなと。

○L専門委員 大事なものは、私もそういう基本構想の報告書を見たことがあるんですけれども、とりあえず勉強しましたみたいな感じで、基本計画のところで初めて真剣に事業手法を決めるというフェーズになっているので、基本構想のところで単に勉強だけではある程度方向性を出しましょう。それで、その出したものに基づいて、基本計画は要求水準に近いレベルの議論をしていきたいと思います。

○T氏 そうなんです。基本構想の段階でこうやろうと言っていて、基本計画の段階で現実的にやるというのは、実態としては事業手法じゃなくて実は中身もそうなんです。最初はこういうものをつくろうと基本構想では書いているんだけど、実際に財政と話したらそんな予算はないぞとか、いろいろ言われてしょぼんとなって、恐らく基本計画でちょっと路線変更をすることが多いんです。

○L専門委員 よくわかります。

○T氏 そういうものも踏まえると、中身が実態的にずれ込むことはありますけれども、ここではもう少しちゃんとした流れというのを提示しておいて、実際少しずれる部分は構わないということでもいいんじゃないかとは思いますが。

○I専門委員 基本構想のときは、財政当局とは話さないんですか。

○T氏　しますけれども、材料がないから、そのときに地元からいろいろ言われてそのままやるとこれだけですと。

○I専門委員　大体そうですね。

○宮本座長　多分、庁舎の建て替えという意味で言ったら大体の枠は前々から考えていますよね。市民からの要求に対してどうのこうのというのは余りなさそうだから、もともと全く構想がなくて、いきなり構想を今年からやりましょうという話でもなさそうな感じもするんです。耐震の話もあるかもわからないし、老朽化の話もあるわけだから、来年考えるぞというような形で市町村が言い出したら別だけれども、当然普通はもうちょっとありますよね。そういう意味でいけば、ある程度の下地があった上で改めてゼロ年度が始まるというイメージなのかなと思います。そこもちょっと組み直しをしていただいて、1つだけじゃなくてこれともう一つ何かの話でいく。

全体のスケジューリングとしてはそういう提案をやるということですが、あとは先ほどの資料1のところのポイントが幾つかありましたけれども、ここら辺はいかがでしょうか。

○I専門委員　1つ、質問をよろしいでしょうか。2ページ目の1の(5)の必要な材料を提示、要は新任の方が材料を提示というのはどういうものを具体的に言っているのでしょうか。

○國松企画官　よくヒアリングでお伺いしているのが、財政当局だとか、あるいは議会とかに説明する際に、なぜこれをわざわざPFIでやる必要があるんだというようなことを言われた場合、PFIはこういうメリットがあってすごくいいことがありますよということがなかなか経験していない人だとわかりにくいので、そういうものをわかるように示してあげる。

単にお金が安くなるというんじゃないくて、行政としてのいろいろな事務手続きとか、業務の負担等を考えても効率が上がるとか、民間事業者の提案を受けることで市民によりよいサービスができるとか、いろいろな説明のための材料をこちらで何か集めて、虎の巻みたいなものを。

○I専門委員　パッケージ化するということですか。これは対応策だから、内閣府のほうでつくるといことですね。

○國松企画官　はい。

○宮本座長　ただ、成功事例が一番わかりやすいのかもしれないですね。グッドプラクティス。

○國松企画官　そうですね。そういう事例紹介などは今年もちょっとやったんですけども、余り細かい話は載せていないです。

○宮本座長　庁舎の中で、それこそこんなものができていますよ。しかも、これはこれぐらい安上がりでしたよとかということから始まっているんじゃないですか。

○N専門委員　ゼネコンが図書館などをつくったときに、よくPRビデオをつくっていて私はよく見るんですけども、こんなに来場者がふえました。貸し出し数がふえました。前より時間が延長されて、会社が終わった後でも行けますとか、そういうPFIをやってよかった

というプロモーションビデオをつくっていらっしゃいますね。

○國松企画官 今も事例紹介の中で、写真を1枚紙ぐらいでそういうものをつくってインターネットに載せたりはしているんですけども。もっと使えるものといえますか、突っ込まれても。

○N専門委員 今は動画の世界ですから、動画があったほうがいいのかもしいですね。

○L専門委員 これは、地方公共団体の方が結構こう言っているとしたら、想像するにもっとネガティブな質問に対する答えかなという気がしていて、よくうちなどにも要請されるのは、東京の会社が来て全部取っちゃって地元はどうなるのかとか、今後物価がめちゃくちゃ上がったときに全然お金が変わってしまうんじゃないとか、どちらかと言うとそういう心配事がいっぱい議会から投げかけられて、それにどう答えたらいいんですかというものはすごく多いんです。

もし地方公共団体の方が、内外に説明するのが大変とおっしゃっているとしたら、私はそちらのほうをきくと皆さんは言っているような気がして、それは失礼ですけども、地方公共団体の仕事かなという気もするので、国が何かパッケージをつくって出す必要があるのかは若干疑問です。推進のために必要であればそういうものがあったらいいのかなとは思いますが、自治体の方はどうですか。

○P専門委員 そういうネガティブな、特に議会对応でそういうのは必要だと思うのですが、今おっしゃったようにそれは自治体できちんと説明する話であって、今回国のほうに求めるのは、やはり財政当局などに説明するときに成功事例を持って行って説明するのが結構早いですね。こちらのお話を聞いてもらうには、先進自治体でこういうような形でPFIを使ってすばらしい施設をつくっていますよという説明をするのがまず早いですね。それはぜひお願いしたいと思います。

○L専門委員 そうであれば、成功事例をしっかりとプロモーションできるような材料を御提示すると言っていたほうが多分わかりやすいですね。

○國松企画官 過去にも成功事例などを冊子にまとめたものを出していた時期もありまして、過去はアニュアルレポートというのがあってその辺もある程度やっているんですけども、なかなか効果が上がっていないといえますか、そういうものを出してここまでできたのかもわかりませんが、さらに引き続きということですね。

あとは、今、東京の会社という話もあったんですけども、地元の会社が実際に実施している事例紹介なども今やったりしていますので、さらにまたそれは探してやっていきたいと思います。

○N専門委員 そういうのは、ホームページですぐに成功事例とか見出しがあったりするんですか。

○國松企画官 この間、出したものが事例集をつくって。

○馬場主査 2月4日です。

○國松企画官 全国の公共団体に全部電子メールでお知らせしたのと、あとは印刷したも

のも都道府県と政令市には送りまして、ネットでも見られるようにしています。

○宮本座長 このスタッフ、このメンバーにも情報をシェアしていただけるとありがたいです。

○事務局 対応させていただきます。

○國松企画官 あとは、昔のアニユアルレポートは今でもネットで見られるようにはなっています。

○L専門委員 資料1の1ページの③で「実施方針の内容変更が想定されない事業における実施方針公表と特定事業選定の手続きの同時実施」とあるんですが、確かに参考資料2-2のスケジュールを拝見すると実施方針と特定事業選定を同時にしてあって、1か月後ぐらいい入札説明書公表になっているんですが、割と特定事業選定を入札説明書のほうに近づけるほうが多い印象があるんですね。

結構ありますか。私は自分がやっているものではそこを短縮したい場合には、こういう言い方をしてはいけないんですけれども、特定事業選定というのは割と形骸化しているところはあるので、どこでもいいと言えばどこでもいいんですけれども、下手したら入札日の前日とか1週間前とかにして一応実施方針に対して意見はいただく。だけど、特定事業選定に対して意見をもらう必要は全くないので、そこは全然短くていいですよというほうが多いなと思ってまして、実施方針と特定事業選定を同時にやるというケースは、私自身は実務的には全く可能なんですけれども、何となく特定事業選定のほうを入札説明書の公表に寄せてしまったほうがいいのかなど思ったりもちょっとしましたが、いかがですか。

○T氏 この③は多分、実施方針に対して意見をもらわない前提なんですね。

○L専門委員 そうですね。意見をもらわない前提なんですよ。

○T氏 でも、そんなことをやっちゃっていいのでしょうか。

○L専門委員 実施方針に対しては意見をもらって、特定事業選定を後ろに持っていくほうがよいと思います。

そういう意味では、先ほどのT氏の説明資料の2ページ目のところに、PFIの各ステップでやる対話は何の意見を聞いているのかというのがあると思うんです。

「公募前の「実施方針」 公募要綱案に対する意見」で、これで意見を言えないともう入札が始まってしまったら変えられないということもあるので、一応実施方針には意見をもらって特定事業選定をぎりぎりにすれば、この間は1か月でもできないことはないかなど思ったり、1か月は厳しいですか。

ここを1か月にしたいという意図なんですね。それで、実施方針の前までに意見は全部吸い上げておくという前提なんですよ。

○宮本座長 前のほうに取っておくと。

○L専門委員 取っておくのと、どちらがいいですかね。

○N専門委員 民間の立場からすれば意見を言えたほうがいいですね。これが最後の機会に

なってしまって、入札書が出てしまったらもう変えられないですから。

○L専門委員 実施方針を公表する前にも当然ポテンシャル、応募者から意見を聞くんですけども、やはりパブリックにさらすのは実施方針が最初になるので、声をかけてもらっていなかったみたいなものがあるとちょっと問題だと思うと、意見をもらったほうがいいかなという気も、変更が想定されない事業はあると思うので、そもそもそのぐらい定型化された事業だということもあるのかもしれないですが、民間企業とかはどうですか。

○J専門委員 確かに、あったほうがいいと思います。

というのは、応募経験のある事業者であれば、何を聞けば何が返ってくるかということが大体分りますが、経験の少ないところ、あるいは地元企業が初めて取り組むような場合は不安も多いでしょうから。事業者の立場からいうと、どこかに隠れているリスクをなるべく早く顕在化したいという視点でヒアリングを受けます。実際には入札要綱をお読み下さいとか、そういった類の回答しか得られない場合が多いのですが、事業者として許容できるリスクの範囲をヒアリングを実施しているコンサルタントの方々に間接的に伝えたい、という期待もございます。

○宮本座長 省略はできない。時期をシフトするというのでどうですか。

○L専門委員 多少、粗々でも実施方針はとにかく早く公表して、今おっしゃられたとおり、よくそれは入札広告で示しますとかと言って実施方針から先送りするものも多いんですけども、それもできるので、実施方針は早く出して、1か月ぐらい前倒して意見はいただくというほうが何となくよろしいかなという気がします。

○宮本座長 ありがとうございます。では、それでまた案を修正していただくということで、それ以外に資料1がまずメインで、資料2もマニュアル化するわけですから、資料1が固まったら資料2という形にはなりますけれども。

○T氏 資料1で2点あるんですけども、2ページのほうです。⑤の矢印の2つ目のところですけども、「プロセスガイドラインにおいて、PSCとPFI-LCCの比較が義務づけられているわけではなく、過去の同種PFI事業のVFMをもって客観的定性評価が可能であることを明示」とあるんですけども、これは過去の事業がVFMは3%ぐらい出るからこの事業もこれぐらい出るよということで、定量的評価をせずに定性的な評価だけでもうやっていいよというふうに読めるんですけども、そういうことをやっちゃっていいのかということが1つです。

あとは、行政としてはこのプロセスを通じて上限金額の確定をしますので、プロセスとしては絶対にやるんですね。なので、やったほうがいいかなというのと、あとはちゃんと我々もやって、その結果いいんですということを議会とかには御説明しなければいけないので、これを書くことがどれぐらいの意味があるかというのは正直疑問に感じています。それが1点です。

もう一つは、(6)のバンドリングのところで施設整備・運営のメリットを示すということなんですけれども、これは簡易化手続ではなくて事業促進のほうが私は検討には合っ

ていると思います。

○宮本座長 ありがとうございます。バリューフォーマネーの算定がすごいロードがかかるという表現があるんですね。その実態はちょっとわからないんですけども。

○T氏 VFMはもちろんロードがかかるんですけども、慣れていけばそんなにはないんですが、実際にあるのは割引率とか削減率ですね。割引率というのは行政とはなかなかなじみがないところなので、それをどういうふうに設定するのかというのを1からやったりとかというのはあるんですけども、それを国のほうで大体何%だよというふうに提示してもらえばそのまま使えるとか、あとはその施設の削減で、庁舎であれば大体この時期であればもう何%だよと。

○宮本座長 要は、必要な指標の例みたいなものを用意すればいいと。

○T氏 そうですね。そういうものがあると比較的素早く出せると思いますし、削減率などは特に行政がやっていることが高いと言っているようなところもありますので、それをまた行政の中で説明するのは結構難しいんですね。そこをちゃんと国のほうでも、庁舎であればこれぐらいだよと言っていただけるとすごく楽になります。

○宮本座長 それは、過去の算定例をもとにつくったような形だったらいいわけですね。

○T氏 そうですね。本当は実態なんでしょうけれども、そこを過去ではどれぐらいの削減率が多いですよというようなことを出してもらおうと。

○宮本座長 でも、公表されているのは事前のバリューフォーマネーであって、ビフォーはあるけれどもアフターはないですね。

入札金額として、総額としてはあるわけですね。

○L専門委員 ただ、開示はしていないと思います。建設費と運営費の配分というのは、事業者にとってノウハウですよ。

でも、割賦リース代とかはつくから、内訳はやはりパブリックというか、オフィシャルなものはあって、それが公開されているかどうかというのは間違いなく公開はされていないと思います。

VFMのワーキングのほうでも多分これから議論していくことになるだろうと思うんですけども、削減率というのは結構両論の意見がありますよね。削減率をやるのはけしからんという意見も結構あるじゃないですか。

ガイドラインがどう書いてあるかは、これを見ればわかるんですか。原則は、PSCはPSCで実績とかから設定します。それで、LCCはマーケットサウンディングして出します。そうすると、削減率という概念はどこにも出てこなくて、それとそれを比較してみたら10%ありました、5%ありましたというやり方と、削減率、つまり公共でやったらこれだけかかります。それをもとに民間にヒアリングをしたら、このぐらい削減できると言ってきました。ではやりましょうという2つあると思うんですけども、今、多分その2つ目の方法を前提にお話されていたと思うんですが、そもそも削減率でやるということ自体が適当なのかというような話があったかと思います。

○T氏 前者は前者で少し問題があると思うんですけども、後者は後者でちゃんと今までの分離分割発注で単年度やっているというところを、PFIというのはこういうのも一括発注して長期があるんだというところで、それでこういうふうなコストカットができるんですよというところをちゃんとまとめたものになるので、私はそれで整理しておいたほうがいいんじゃないかと思います。

○L専門委員 でも、例えば今このVFMのガイドラインを見ると、LCCの算定方法は民間事業者が当該事業を行う場合の費用を段階ごとに推定し、推定に削減率を使うということですか。

○宮本座長 ここでの事業は割と単純といえば単純だから、類似事例等を参考にしながらやるし、基本的にはそれは予定価格になっちゃうわけだから、そこは必ず達成されるんですね。

○L専門委員 それで、削減率の根拠を前面に求めたらどうかということなんですか。建設費はこういう建物だったらこのくらい、整備型のときは大体維持管理だからこのくらいとか、そういうものを使うという感じですか。

○T氏 そもそもここは、矢印の部分がそういうことを書いているということなのかなというものがそのスタート地点です。

○L専門委員 これは、どういうイメージなんでしょうか。

○宮本座長 これは、何%でしたよということだけ。

○L専門委員 むしろそうなんです。最後にトータルとしてVFMが庁舎だったら平均して5%出ていますねだけなんです。

○宮本座長 ここではそういうことが書かれていると思います。

○L専門委員 ただ、それだと耐えられないんじゃないかというのが今のT氏の御意見ですね。

○宮本座長 逆に、どうせ作業でやるんだったらそれをちゃんと生かしましょうねということですね。

○T氏 そうですね。どちらにしる、やりますよね。

○宮本座長 そういう作業がここで省略できるんだったら大きいんだけども、どうせ似たような作業をやっているんだったら、少しの追加的な作業で情報が提供できるんだったらやったほうがいいですね。

○T氏 そうですね。

○L専門委員 さっきのプロセスとの関係で考えたいんですけども、例えば基本構想の中で事業手法検討調査をやるという話をさっきしていましたね。その中のいろいろな要素を考えると、VFMは絶対、一要素のはずなんです。それで、そのときは間違いなくこのレベルだと思うんです。先行事例ですね。

それで、出ているし、いいんじゃない、PFIにいこうとなって、その後、基本計画の中で要求水準のような形で事業の内容が詰まってきて、その中で民間ともちょっと対話をして、

いけそうだなと。

でも、そのときにまだ見積もりはとらないですね。

○T氏 これは、プロセスガイドラインにおいてという前置きがあるので、てっきり特定事業の選定の段階だと私は思っていたんですけども。

○L専門委員 私が実は思ったのは、特定事業選定の段階で本当に厳密なVFM評価が必要かと考えたときに、私自身は実は要らないんじゃないかなと思っているんです。

つまり、事業手法検討調査のときにVFMはまず基本計画もやって、いろいろ精査したら出そうです。だったら、もうその後は予定価格を決める。つまり、PFI-LCCだけをがりがり計算して、わざわざPSCは幾らですねと、どうせ削減率の逆算で余り意味のない数字をつくることになるので要らないんじゃないかと実は私は思っているんです。

そこが、個人的には可能性調査でラフなVFMを出したものを精査するとき、PFIでやることは決まっているので、PFI-LCCは皆すごく頑張るんですけども、一方で議会の説明上の理由だけでPSCも同じ精度でフィクションの数字をがりがりやらなきゃいけないと、それはやっていて結構空しい作業だなとちょっと思ったりはしているんです。

○宮本座長 その作業を、目的を達成するレベルでどうやったらいいかですね。

○L専門委員 そうですね。VFMを計算するためのPSCとPFI-LCCの算出は結構ラフなものでもいいのかなと。それで、予定価格を決めるためのPFI-LCCの算出は精度を高くやらなきゃいけないんですけども、その精度でPSCも出してVFMを算出する必要は必ずしもないのかなとちょっと感じたりするんですが、それだと議会が納得しないということであれば最後にちゃんとやりましょうということなんです。

○T氏 それでもつかどうかですね。

○L専門委員 そうなんです。最後にやはりPFIで発注します。予算は幾らですというときに、おいおいもう一度ちゃんとVFMを評価しろとやはり言われちゃうんですかね。そこはちょっとわからないです。

○宮本座長 そこはどうなのか。時間の関係も気になってきたんですが。

○國松企画官 ここで書いた趣旨はL専門委員のおっしゃったように、そういう意味でそこまでやらなくていいんじゃないでしょうかという意味なんですけれども、過去のVFMとか、過去のVFMだけでなくも構想段階の検査結果も使いつつでいいと思うんですが。

○宮本座長 どのレベルで庁舎だったら一応アカウンタブルになるか、そこは難しいですね。今回は、バリューフォーマネーのほうではそれは余り議論しないでしょう。趣旨がちょっと違うような気がするから。

○國松企画官 簡易化のほうで、余りそこまでは。

○宮本座長 この中でそこら辺のある程度の、ここくらいでいいんじゃないかという提案はしなきゃいけないですね。そうでないと、そこで引っかかっちゃいますね。

○L専門委員 段階によると思うので、基本構想、基本計画、それから特定事業選定、3つくらいありそうなので、基本計画はちょっとあれですけども、それぞれの段階でどのく

らのレベルでPSC及びPFI-LCCを算出しなければいけないのか。もしくは、もし最後の段階でPSCの算出がオミットできるとすると、それは多少簡易化にはプラスかなと個人的には思っています。

ただ、本当にプラスかはわからないんですけども。

○宮本座長 私の理解では、PSCをつくってから削減率で削減したのかと思ったら、そうじゃないんですか。

○L専門委員 やり方は、案件によっても違うと思うんですけども。

○宮本座長 建物プロジェクトで考えたら、従来型でやったら100億だけでも、9掛けとか、そういうイメージかと思うんですが、そうじゃないんですか。

○L専門委員 建物などはそれでいけるんでしょうね。

○T氏 建物はそれでいいと思うんです。

それで、運営とかは先ほどのPSCはそんなにしないで、PFI-LCCばかりという話もあるんですけども、私が経験したものでは逆にどういうサービスが欲しいのか。それを実現するにはPCSだったらどれだけで、PFI-LCCだったらどうなるということをきちんと私はやっていたのです。

○宮本座長 それはわかるんですが、ここは建物なので、8割方、9割方、経費は建物だから建物経費の削減率でほとんど決まるというふうに割り切れるところが結構あるかとは思っています。

○T氏 今後検討できればと思います。

○宮本座長 ざっくりから、これくらいはせめてやらなきゃだめだということも含めて、検討しましょう。

あとは、先ほど御指摘のあった6番目のバンドリングはちょっと趣旨が違うし、ここに入れても飛んじゃいますから、プロセスのワーキングのほうでやっていただくということはどうでしょうか。

○國松企画官 事業推進ですね。

○宮本座長 そちらのほうでお願いします。

それでは、資料4の御説明をお願いできますか。

○國松企画官 資料4です。

次回第3回ワーキンググループは4月8日の予定でございます。ここで、簡易化のためのガイドラインの改正案と、簡易化マニュアル案をお示ししたいと考えております。今いろいろ意見をいただいたので、マニュアルをすぐつくれるかどうかというのはありますので、ちょっと検討させてください。

それから、第34回推進委員会のところでこういうことを考えていたんですけども、そこはペンディングということで、一応目標としてはこれくらいでやりたいと考えていたところでございますので、ちょっと頑張っていきたいと考えております。

あとは、4月21日ということで委員会の御連絡を差し上げていると思いますので、よろ

しくお願いいたします。

○宮本座長 年度末の一番のところなので、かなり皆さんもお忙しいとは思いますが、今後日程調整をお願いすると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

きょうは、かなり有意義な御意見をいただきましてありがとうございました。いろいろな有意義な議論があるがために作業は大変かと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日はどうもありがとうございました。